

標準保証拡張G3

拡張保証規定

「商品名」ラベル貼付スペース

必ず内容をご確認ください。
別冊「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保管してください。

「標準保証拡張G3」をご購入のお客様へ

このたびは、弊社の製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。

「標準保証拡張G3」に基づく修理のご依頼に関しては、以下の窓口までお問合せください。

ビジネス PC 修理受付センター フリーダイヤル 0120-00-8283

受付時間：月～金曜日 9：00～18：00

(国民の祝日、NEC規定の休日12月29日～1月3日、4月30日～5月2日を除く)

本「標準保証拡張G3 拡張保証規定(3年間、または4年間翌営業日出張修理サービス)」は、本規定に定める範囲で弊社の製品を無料で修理することをお約束する書類ですので、製品に添付された保証書および別冊「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保存ください。

また、サービスの修理依頼を行う、「ビジネスPC修理受付センター」の連絡先を記載したラベルを同梱しております。対象機器のよく見える場所に貼り付けて、はがれないようご注意ください。

----- 拡張保証規定(3年間、または4年間翌営業日出張修理サービス) -----

第1条 (本規定の適用)

NECパーソナルプロダクツ株式会社(以下「当社」といいます)は、本規定に定める条件により、別冊「保証規定&修理に関するご案内」に記載されている保証規定(以下「保証規定」といいます)第3条で定める対象機器について、3年間、または4年間の電話診断付翌営業日出張修理サービス(以下「本サービス」といいます)をお客様に提供いたします。

第2条 (本サービスの内容)

本サービスは、お客様がNECまたは販売店からお買い上げいただいた対象機器の故障について、第3条に定める本サービス期間中に「NECビジネスPC修理受付センター」(以下「コールセンター」といいます)または販売店にご連絡をいただいた場合に、コールセンターが電話にてお客様から稼働状況を伺いながら簡単な切分け診断を実施し、故障の原因を特定し、その故障を解決・回避する為のアドバイスを行い、当社が必要と判断した場合に翌営業日以降に技術員を派遣し、故障が発生した故障部品を交換する「出張修理サービス」を実施するものです。

なお、対象機器に故障が発生した場合であって、当該対象機器に同梱されているマウス、キーボード等のビジネスPC用純正拡張機器のお客様ご自身による代替品交換が可能と当社が判断した場合には、お客様に当該代替品を届ける事により対応させていただきます。この場合は、お客様ご自身による交換により取り外した対象機器を当社に返却していただきます。

サービス内容 (3年標準保証モデルの場合)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
標準保証 サービス	パーツ保証	【無償】3年標準保証 (3年間パーツ保証+1年目電話診断付翌営業日出張修理サービス)			【定額料金】 標準保証拡張G3 (4年間翌営業日出張修理サービス)	【有償修理】
	引取修理	【定額料金】 標準保証拡張G3 (3年間翌営業日出張修理サービス)				
	翌営業日出張修理 (電話診断付き)					

サービス内容 (1年標準保証モデルの場合)		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
標準保証 サービス	パーツ保証	【無償】 1年標準保証 (1年間パーツ保 証+1年目引取 修理サービス)	【定額料金】 標準保証拡張G3 Jシリ-ズ用 (3年間翌営業日出張修理 サービス)		【定額料金】 標準保証拡張G3 Jシリ-ズ用 (4年間翌営業日出 張修理サービス)	【有償修理】
	引取修理					
	翌営業日出張修理 (電話診断付き)					

第3条 (本サービス期間)

1. 当社は、次に定める期間において本サービスを提供します。
対象機器をNECまたは販売店でご購入した日から本標準保証拡張G3 拡張保証規定の表紙に貼り付けされたシール部に記載の期間まで。
2. 前項の定めにかかわらず、対象機器の購入日が明記された書類等(例:対象機器購入時の納品書、領収書など)により対象機器の購入日が当社にて確認できない場合、対象機器に添付された保証書の保証期間欄に記載の年月に基づき本標準保証拡張G3モデルで定める本サービス期間を修正させていただきます。

第4条 (本サービスにおける訪問日)

1. コールセンターにて、ご連絡いただいた当日の15時までに出張修理対応が必要と当社が判断した故障に限り、当日を基準日とし、対象地域毎に次に定める日をめやすとして技術員がうかがいます。また、訪問時間、修理開始時間の指定はお受けできません。現地到着時間は、お客様と技術員との調整により決定致します。なお、18時を越える作業についてはお受けできません。
 - ・翌営業日出張修理地域：日本全国(青森県の一部、山陰地方の一部並びに離島を除く)
 - ・翌々営業日対応出張修理地域：青森県および山陰地方の一部。
 離島については、別途訪問日時をご相談させていただきます。
2. 前項の定めに関わらず、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の関係で前項に定める訪問日時までにお伺いできない場合があります。また、一部地域については、コールセンターでの受付時間により、必要な修理部品の入手が間に合わない場合もあります。これらの事情により、前項の訪問日時はあくまでも目安とさせていただきますので、予めご了承ください。

第5条 (お客様の負担する費用)

お客様は、本サービスを行う為に当社の技術員が船舶、飛行機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要があると当社が判断した場合、これにかかる交通費、宿泊費および日当の費用を負担するものとします。

第6条 (出張および引取修理時の注意事項)

お客様は、出張修理を依頼されるにあたり、あらかじめ次に定める事項について承諾いただくものとします。

- (1) お客様は、本サービスの提供を行うために当社の技術員が対象機器の設置場所に入ることを認めるとともに、該当技術員が本サービスに掛かる作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- (2) 本サービスの履行のために必要なディスプレイはお客様にてご用意いただき、当社は当該ディスプレイを無償で本サービス提供のために必要な範囲で使用できるものとします。
- (3) 技術員が対象機器の故障内容の原因特定の作業を行う際に、お客様に何らかの作業を行っていただく場合があります。

第7条 (その他項目)

本規定に定める以外の条件につきましては、保証規定の内容に従います。

2006.10